

山形県農林水産技術会議条例

〔昭和38年3月25日〕
山形県条例第14号

改正 昭和46年3月31日条例第27号 昭和51年3月31日条例第9号
昭和54年3月26日条例第8号 平成19年2月23日条例第6号

(目的)

第1条 農林水産業の振興を図るため、農林水産業に関する研究及び技術の重要事項について審議させる機関として山形県農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）を置く。

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨励品種 農作物の優良な品種のうち、主たるものとして生産及び流通を奨励するものをいう。
- (2) 優良品種 農作物の優良な品種のうち、特定地域を対象とするもの又は奨励品種を補完するものとして生産及び流通を奨励するものをいう。

(所掌事務)

第2条 技術会議は、知事の諮問に応じ農林水産業に関する研究及び技術に係る次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 試験研究の目標及び管理に関すること
- (2) 奨励品種及び優良品種の認定及び普及に関すること
- (3) その他知事が必要と認めること

(組織)

第3条 技術会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、農林水産業に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第5条 技術会議に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、技術会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 技術会議は、会長が招集する。

2 会長は、技術会議の議長となる。

3 技術会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 技術会議は、専門的な事項を調査審議するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(意見の聴取)

第8条 技術会議は、必要があるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 技術会議の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、技術会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月31日条例第27号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月26日条例第8号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月23日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。